

② インフルエンザ以外の感染症
(様式2 インフルエンザ以外の感染症)

保護者 各位

鹿児島県立川内高等学校
校長 荒田 修

学校において予防すべき感染症に係る意見書について

次の疾病に生徒が罹患した場合、学校保健安全法に基づき他者に感染する可能性のある期間は「出席停止」となります。出席停止期間については、下表のように規定されております。

医師に診断を受けましたら、下記に記入していただき学級担任に提出してください。

※医師の証明は有料の場合もありますのでご了承ください。

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎（アポロ病）、腸管出血性大腸菌感染症、その他の感染症（溶連菌感染症、感染性胃腸炎など）	医師において感染のおそれがないと認めるまで

学校感染症に係る意見書

主治医 殿

御多忙中誠に恐縮ですが、下記に御記入の上、生徒にお渡しくださいますようお願い致します。

記

年 組 氏 名

1 病 名 ()

2 特 記 事 項 ()

3 出席停止期間 令和 年 月 日 () ～ 年 月 日 ()

令和 年 月 日

医療機関名

医師御氏名

印

H29.6.30改正